一般競争入札を実施するので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６及び岡山市契約規則（平成元年市規則第６３号。以下「契約規則」という。）第５条の規定により公告する。

令和８年１１月２４日

岡山市長　大森　雅夫

１　競争入札に付する事項

(1) 業務名

岡山市勤労者福祉センター５階緩降機修繕

(2) 履行場所

岡山市北区春日町５番６号

(3) 履行期間

契約日から令和９年３月３１日

(4) 支払条件

業務完了後，一括払

(5) 入札案件概要

５階緩降機修繕一式

（詳細は別紙仕様書のとおり）

(6) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の１００分の５以上の額

（詳細は共通事項のとおり）

(7) 契約保証金

免除

２　入札に参加する者に必要な資格

(1) 令第１６７条の４及び契約規則第２条第１項に掲げる者でないこと。

(2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和６１年市告示第１２０号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）工事部門の業種及び業種細区分が「消防施設」に登載されていること。

(3) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和５８年市訓令甲第２０号）第１０条第１項に定める市内業者であること。

(4) 公告で定めた開札日時において，岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。

３　入札手続等

(1) 契約条項等を示す場所

〒700-8544　岡山市北区大供一丁目１番１号

岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課（以下「創業支援・雇用推進課」という。）及び岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページ

ホームページアドレス

（https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-3-0-0-0-0-0-0.html）

(2) 仕様書の交付期間及び方法

公告日から開札日まで

岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページからダウンロードの方法により無償で交付する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 質問の受付期限及び方法

令和８年１１月３０日（月）午後４時まで

電子メール又はファクシミリの方法で行うこととし，それ以外の方法によるものは受け付けない。

また，電子メールによる場合は，メールの件名を「【入札質問】岡山市勤労者福祉センター５階緩降機修繕」とすること。

なお，いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。

＜提出先＞

創業支援・雇用推進課

電話　０８６－８０３－１３１５

FAX　０８６－８０３－１７３８

E-mail　koyousuishin@city.okayama.jp

(5) 質問回答の掲載期間及び方法

令和８年１２月２日（水）午後４時から開札日まで

岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページに掲載する。

(6) 入札書の受付期限及び方法

令和８年１２月９日（水）まで

創業支援・雇用推進課において交付された入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）を用いて，岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付けるので，質問回答を確認した後に郵送すること。ただし，岡山大供郵便局に期限内必着のこと。

＜宛先＞

〒700-0913　岡山大供郵便局留　岡山市役所創業支援・雇用推進課　宛

(7) 開札日時及び場所

令和８年１２月１０日（木）午前１０時から，岡山市役所本庁舎１５階　ミーティングルーム

開札は，入札参加者を立ち会わせて行う。ただし，立会者は先着順で５人以内とする。代表者又は受任者以外の者が立ち会うときは立会を委任する旨を記した委任状を持参すること。なお，立会希望者がいない場合は，入札に関係のない職員を立ち会わせて行うこととする。

４　参加資格の確認に関する事項

(1) 参加資格確認申請書類

岡山市委託等一般競争入札実施要綱第９条第５項により参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった者は，一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「確認申請書等」という。）を提出し，参加資格の確認を受けなければならない。確認申請書等は，開札後速やかに提出できるよう，あらかじめ作成しておくこと。

添付書類　指名停止等措置状況調書

(2) 確認申請書等の提出方法

持参又は郵送（期限内必着）

＊持参の場合，窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。

(3) 確認申請書等受付期限

令和８年１２月１６日（水）午後５時まで

＊持参する場合は，岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第４４号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで。

(4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区大供一丁目１番１号　岡山市役所本庁舎５階　創業支援・雇用推進課

５　その他

(1) その他詳細は一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項及び仕様書による。

(2) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

創業支援・雇用推進課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目１番１号

電話０８６－８０３－１３１５

一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項

１　入札書の提出に関する事項

(1) 入札書の郵送については担当課において交付された指定封筒を用いること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は，送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り担当課まで送付すること。

(2) 入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は，入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた金額）とする。

単価契約の場合，契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）を入札書に記入することとし，１円未満の端数金額の入札書への記載を可（ただし小数第３位まで）とする。落札決定に当たっては，次の計算式により予定総金額を算出する。

入札書記載の単価×予定数量×１．１０

（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てる。）

(3) 入札書に必要事項を記入し，記名押印（押印は，あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し，指定する郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。なお， 郵便局留の郵便物には保管期間があり，郵便局への到着が早すぎると，開札までに入札書が返送されてしまう場合があるので，注意すること。

(4) 郵送した入札書は，書換え，引換え又は撤回することはできない。

(5) 特に必要があると認める場合を除き，入札書郵送後の入札辞退は認めない。

２　入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額）の１００分の５以上の額とする。

単価契約の場合，契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の１００分の５以上の額とする。

(2) 以下の場合は，入札保証金を免除する。

① この入札に参加しようとする者が，有資格者名簿に登載されており，開札日の前日から過去３年の間に，本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく，契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

② 入札保証保険契約を締結したとき

(3) 入札参加者は，入札保証金に代わる担保として，銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。

(4) 入札保証金の納入は，担当課で発行する納入通知書で納付し，開札日の前日（休日を除く。）午後３時までに領収書を担当課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は，開札日の前日（休日を除く。）午後３時までに金融機関等の保証を担当課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

３　入札方法等に関する事項

(1) 岡山市委託等一般競争入札実施要綱第８条に規定する郵便入札以外は認めない。

(2) 入札回数は１回とする。

(3) 入札の開札は，公告に定めた開札日時及び場所において，入札参加者のうち立会を希望する者１人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において，立会希望者が多数のときは先着順で５人を立ち会わせるものとし，立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

(4) 開札の立会人は，入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は，委任状を提出した者に限る。）とする。

(5) 開札前に入札参加者がいないときは，入札は中止するものとする。

(6) 開札の結果，入札参加者の入札が，下記６の参加資格の確認を行うまでもなく，下記４(1)～(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は，当該入札参加者の入札を無効とする。

(7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がない場合は入札を不調とするものとする。

(8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が１人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し，有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は，入札を不調とするものとする。

(9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は，有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を確認対象者とする。

(10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において，最低価格入札者が２人以上あるときは，くじにより順位を決定するものとする。
(11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は，入札を中止し，延期し，又は落札決定を保留することがある。
(12) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については，その責を負わないものとする。
(13) 入札に際して，契約規則の規定を遵守すること。

４　入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
(1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
(2) 入札方法に違反して行われた入札
(3) 入札書に記名押印がない入札
(4) 金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
(5) 同一入札事項について同一人が２通以上の入札書を提出した入札
(6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
(7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
(8) 入札書が到着期限までに到着していない入札
(9) 指定封筒記載の業務名又は差出人名と同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
(10) 指定封筒に業務名又は差出人名が記載されていない入札
(11) １通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
(12) 明らかに不正によると認められる入札
(13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

５　入札の失格に関する事項

下記６に規定する参加資格の確認において，次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。
(1) 競争入札に参加する資格のない者
(2) 市長が指定する期限までに確認申請書等を提出しない者
(3) 市長が指定する方法以外の方法で確認申請書等を提出した者
(4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
(5) 入札後落札者を決定するまでの間に，本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
(6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

６　参加資格の確認に関する事項

(1) 市長は，確認対象者から確認申請書等が提出されたときは，公告に定める開札日時を基準として，確認申請書等に基づき，当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
(2) 市長は，上記(1)により参加資格の確認を行った結果，確認対象者の参加資格がないと認めたときは，第２順位の入札書を提出した者（以下「第２順位者」という。）から確認申請書等の提出を求めた上で，参加資格の確認を行うものとする。
(3) 市長は，上記(2)により参加資格の確認を行った結果，第２順位者の参加資格がないと認めたときは，第３順位の入札書を提出した者以降について，順次確認申請書等の提出を求めた上で，参加資格を有する者が確認されるまで，参加資格の確認を行うものとする。
(4) 上記(2)又は(3)により参加資格の確認を行う場合は，上記(1)を準用する（この場合の確認申請書等の受付期間は，上位順位者の参加資格がないと認めた日の２日後（休日を除く。）の午後５時１５分までとする。）。
(5) 市長は，参加資格の確認を行った結果，参加資格を有する者がいなくなった場合は，入札を不調とするものとする。
(6) 市長は，参加資格の確認を行うに当たり，必要があると認めるときは，入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
(7) 市長は，上記(1)～(6)にかかわらず，必要があると認めるときは，他の入札参加者に対し確認申請書等の提出を求めることができる。

７　落札者の決定に関する事項

市長は，上記６の参加資格の確認により，参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし，当該入札において，低入札価格調査又は履行確保の調査を実施する場合においては，調査取扱要領による調査を実施し，資格確認者を落札者とするか否かを決定する。

なお，落札者は，市長が必要と認める場合を除き，落札者として決定された日から７日以内に契約を締結しなければならない。

８　参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

(1) 市長は，落札者を決定した場合は，確認申請書等を提出した者に対して，参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において，参加資格がないと認めた者に対しては，その理由もあわせて通知するものとする。

(2) 参加資格の確認後,落札者が確認申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは,参加資格を喪失する。

９　契約保証金について

(1) 契約金額（単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の１００分の１０以上の額とする。

(2) 契約保証金の保証の方法は次の①～③のいずれかによること。提出書類は契約書の作成期日の午後３時までに提出すること。

保　証　の　方　法	提出書類
①契約保証金の納付 （納入通知書は担当課で作成する。必ずあらかじめ担当課に連絡すること。）	契約保証金に係る領収書及びその写し
②債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
③債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券

１０　その他

(1) 一方の会社の代表者が，他方の会社の代表者を現に兼ねている場合は，兼ねている会社のうち１社のみが参加できる。

(2) 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合，有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）第２条に定める有限責任事業組合その他これらに類する組合（以下「組合」という。）と，当該組合の組合員又は当該組合の組合員が加入する他の組合は，同一の競争入札に参加することができないものとする。

(3) この入札の結果は，落札者の決定後，落札者及び落札金額，入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について，岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。

(4) この入札におけるその他の契約条項については，岡山市ホームページに掲載する。

(5) この入札の執行及び契約の締結については，この公告で定めるもののほか，契約規則及び岡山市委託等一般競争入札実施要綱に定めるところによる。